

徳島県看護師等修学資金貸与制度の概要

徳島県看護師等修学資金貸与制度は、徳島県において看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）の定着促進を図るため、当該免許取得後、県内で看護職員として働く意思のある看護学生に対して、無利子で修学資金を貸与する制度です。

なお、この制度は、免許取得後、県内の医療機関等において一定期間従事すれば返還が一部又は全額免除されることになっています。

1 貸与の対象

A (養成施設修学資金)

保健師・助産師・看護師及び准看護師の養成所に在学している者

B (修士課程修学資金)

学校教育法第97条に規定する大学院の看護に関する修士課程（同等と認められる海外の大学院の修士課程を含む。）に在学している者（看護師免許を取得している者に限る。）

2 貸与の条件

- ① 免許取得後、徳島県内において看護職員として働く意思のある者
- ② 勉学の意欲がおう盛で、心身ともに健全である者
- ③ 償還が確実であると認められる者

3 貸与基準額（月額）※

	保健師・助産師・看護師	准看護師
国立・公立	32,000円	15,000円
民間立	36,000円	21,000円
修士課程		
国 内	83,000円	
海 外	200,000円	

※在学する養成施設等の授業料月額と上表の貸与基準額を比較して
どちらか低い金額を貸与金額とします。

4 返還の免除（当然免除）

A (養成施設修学資金)

卒業後1年以内に免許を取得し、その後直ちに、徳島県内の次の返還免除施設において、引き続き5年間勤務したとき

B (修士課程修学資金)

修士課程を修了した日から1年以内に、徳島県内の次の返還免除施設において、引き続き5年間勤務したとき

返還免除施設

- ① 病院
- ② 診療所
- ③ 助産所
- ④ 介護老人保健施設
- ⑤ 介護医療院
- ⑥ 母子健康包括支援センター（助産師に限る）
- ⑦ 介護保険法に基づく居宅サービス事業（訪問看護に限る。）を行う事業所及び介護予防サービス事業（介護予防訪問看護に限る。）を行う事業所。
介護保険法に基づく地域密着型サービス事業のうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所及び複合型サービス（訪問看護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護を組み合わせることにより提供されるものに限る。）を行う事業所。

5 返還

次のような場合には、貸与した修学資金を返還していただきます。

なお、養成施設修学資金は貸付期間に相当する期間内に、修士課程修学資金は10年以内に年賦、半年賦、月賦のいずれかの方法で返還していただくこととなります。

- ① 退学したとき。
- ② 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ③ 死亡したとき。
- ④ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。等
- ⑤ 養成施設修学資金の貸与者が卒業後、1年以内に免許を取得しなかったとき。
- ⑥ 養成施設修学資金の貸与者にあっては免許取得後、修士課程修学資金の貸与者にあっては修士課程修了後1年以内に、返還免除施設に就職しなかったとき。
- ⑦ 徳島県外に就職したとき。
- ⑧ 他の業務に従事したとき。

6 返還の免除（裁量免除）

養成施設修学資金の貸与者は、県外に就職する等により返還している者であっても、返還中に返還免除施設に就職し、そこで通算して貸与期間以上勤務すれば、払い残している返還金の一部又は全額が免除となる。

$$\text{免除額} = \frac{\text{通算した就業期間}}{\text{貸与期間} \times 5 / 2} \times \text{履行期の到来していない返還債務の額}$$

※貸与期間が2年に満たないものは2年とする。

7 返還の猶予

やむを得ない理由（進学、けが、病気、育休等）で、一定期間看護業務に従事できないときは、修学資金の返還がその期間猶予されることがあります。